

グループ応募に係る団体審査基準

| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | 確認事項 (参考) |
|---|--------------------|----------------------------|----|--------------------|
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。(指定手続条例第3条第3号) | グループで応募する団体に係る確認事項 | グループの設立の経緯は明らかになっているか | 10 | グループ(共同体)応募届 |
| | | グループ応募する必要性・理由は妥当なものか | 10 | グループ(共同体)構成団体業務分担表 |
| | | 構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか | 10 | グループ(共同体)協定書 |
| | | 構成団体の人員配置は妥当であるか | 10 | |
| | | 各団体の経費配分は妥当であるか | 10 | |

※各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

【団体審査にあたっての目安】

[基本的な考え方]

○応募者間競争ではなく、グループ応募の適格性の判断(=絶対評価)

○適格ラインは7点(総合35点以上:審査内容5項目)

7点を基点に、以下の考え方で加減を行う。

| | 適格性 | | 評価の考え方 |
|-----|------|----|---|
| | 説明理由 | 疑義 | |
| 10点 | 十分ある | なし | 適格性を判断する着眼点(「グループ(共同体)応募届」、「グループ(共同体)構成団体業務分担表」の記載上の留意事項(※印))全てに関し、十分な理由が説明されており、かつ適格性に疑義が認められる事項が何らない。 |
| 7点 | ある | なし | 適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適格性を説明できる理由があり、かつ適格性に疑義が認められる事項が何らない。 |
| 5点 | ある | あり | 適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適格性を説明できる理由がある。疑義はあるが軽微であるもの。 |
| 0点 | なし | あり | 適格性を説明できる理由がなく、疑義があるもの。 |